

令和6年度

競争入札参加資格審査

申請要領

(物品等関係)

【随時】

宇佐市総務部行財政経営課

宇佐市物品等競争入札参加資格審査申請要領

1. 対 象

宇佐市が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加を希望する者。

2. 資 格 要 件

- (1) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 市長が施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認めた者にあつては、その事実を認めた後、市長が定める期間を経過しない者でないこと。
- (3) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有する者であること。
- (4) 令和6年1月1日（審査基準日）において引き続き1年以上申請する営業種目と同種の営業を営んでいる者であること。
- (5) 宇佐市内に本店又は支店、事務所若しくは営業所（以下「支店等」という。）を有する者については市税並びに上水道料金（簡易水道を含む。）及び下水道使用料（農業集落排水及び特定環境保全公共下水道を含む。）を完納している者であること。
- (6) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税を完納している者であること。

3. 申請書類の提出先

場 所 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1

宇佐市役所 行財政経営課（本庁3階） TEL 0978-27-8117（直通）

4. 提出書類

- (1) 別表「競争入札参加資格審査申請書類一覧表」に掲げる書類 各1部
- (2) **宛先を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒**（審査結果の通知用） 1部
- (3) 申請書類確認表（物品用） 1部
- (4) 受付票 1部

5. 提出方法等

- (1) A4縦ファイル（色の指定なし）に綴じて、直接持参又は郵便等により提出するものとする。
- (2) 郵便等により提出する場合は、封筒に「競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書するとともに、書留郵便等配達記録が残るものとする。また、市の受付票が必要な者は、4(2)の返信用封筒とは別に受付票用の返信用封筒（あて先明記・切手貼付）を同封すること。なお、受付票用の返信用封筒が同封されていない場合は、受付票を審査結果の通知書と一緒に送付するものとする。

6. 資格の認定

- (1) 資格の認定は「営業種目一覧表」に掲げる営業種目ごとに認定するものとする。
- (2) 競争入札参加資格の認定結果は、令和6年3月末までに申請者に通知する。
- (3) 競争入札参加資格審査の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格の認定を行わないことができるものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
 - イ 審査の過程又は審査の結果で、競争入札参加資格を与える者として不相当であると判断したとき。
 - ウ 審査基準日において過去2年間、申請した営業種目の契約実績がないとき。

7. 資格の有効期間

入札参加資格は令和6年9月30日（月）まで有効とする。

8. 資格の取り消し等

競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 2の規定による資格要件を有しなくなったとき、又は6(3)の各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 有資格者の認定を受けた後に経営状況が著しく悪化したとき、又は契約の履行が不良のとき。
- (3) 市内に本店又は支店等を有する者が中間年の資格の継続に係る競争入札参加資格継続申請書（添付書類を含む。）を提出しないとき。

9. 申請した事項の変更等の届出

申請した事項又は添付書類に変更等が生じたときは、直ちに文書により変更等の届出をすること。なお、申請営業種目の年度途中の変更（追加）は認めないものとする。

営 業 種 目 一 覧 表

| 種目 番号 | 営業種目 | 取 扱 品 目 ・ コ ー ド |
|----------|--------------------|--|
| 1 | 印刷製本類 | 01カラー印刷 02オフセット印刷 03フォーム印刷 04窓あき封筒 05シール・ステッカー 06地図調整印刷 07偽造防止加工印刷 08ハーファミネート加工 90その他 ※印刷機械を保有していることが登録の条件になります。 |
| 2 | 青 写 真 | 01青写真焼付製本 02第2原図複写 03マイクロ写真 04カラーコピー 05各種製本 06航空写真 07CD-ROM作成 90その他 |
| 3 | 事 務 用 品 調 度 品 類 | 01文房具 02用紙類 03パソコン 04プリンタ 05ソフトウェア 06複写機・コピー機 07OA周辺機器 08OA関連消耗品 09机・椅子 10棚・キャビネット 11印章・ゴム印 12図書館用品・什器 90その他 |
| 4 | リ ー ス ・ レ ン タ ル | 01ファイナンスリース (OA機器類) 02ファイナンスリース (OA機器類以外) 03メンテナンスリース (パソコン) 04メンテナンスリース (複写機・コピー機) 05メンテナンスリース (その他) 06カーリース 07レンタカー 08レンタル (建設用機械・器具類) 09レンタル (事務機器等備品類) 10レンタル (介護用品類) 11レンタル (プレハブ類) 12リース (体育器具) 90その他 |
| 5 | 車 両 類 | 01乗用車 02軽自動車 03トラック 04自動二輪 05自転車 06消防自動車 07救急自動車 08小型ポンプ積載車 09各種自動車部品 90その他 |
| 6 | 燃料・電力類 | 01石油類全般 02LPガス 03固定燃料 04電力 90その他 |
| 7 | 建設・産業機器類 | 01土木建設用機器 02農業用機器 03工作機器 04水道用機器 05量水器 06濾過機 07清掃等施設関連機器・部品 08各種券売機・自動販売機 90その他 |
| 8 | 精密機器類 | 01理化学機器 02計測機器 03光学機器 04医療機器 (AEDなど) 90その他 ※医療機器のうち販売等に際し、薬事法等に基づく許可が必要となるものについては許可証 (高度管理医療機器等販売業許可証など) の写しの提出が必要となります。 |
| 9 | 厨房機器類 | 01流し台・調理台 02調理用機器 03ガス器具 04冷凍・冷蔵機器類 05湯沸・給湯機器類 06ボイラー 90その他 |
| 10 | 電気機器類 | 01家庭用電気製品 02業務用電気製品 03エアコン等空調機器 (業務用エアコン以外) 04通信機器 05放送機器 06音響機器 07照明器具 08昇降機 09オゾン発生装置 10空気清浄機 11業務用エアコン 90その他 |
| 11 | 医・農・工 薬 品 類 | 01医薬品 02衛生材料 03工業薬品 04農業薬品 05プール薬品 06介護用品 07車いす、福祉用具 08肥料、飼料 90その他 |
| 12 | 衣料・寝具・家具類 | 01事務服 02作業服 03寝具一式 04畳 05カーテン 06家具 07ジュタン、カーペット 08クロス類 09雨靴、紳士靴、作業靴 10テント 11旗 (のぼり旗含む。) 12暗幕・どん帳類 13ブラインド類 14法被 (は っぴ) 90その他 |
| 13 | 荒物・雑貨類 | 01家庭用金物類 02日用雑貨 03ガラス 04陶磁器、05ゴム手袋、皮手袋 06合成樹脂製品 07塗料、刷毛 08洗剤類全般 09ゴミ袋・ポリ袋類 10宇佐市指定ゴミ袋 11プレハブ 12物置 90その他 |
| 14 | 教材・運動具 図 書 類 | 01学校教材 02保育教材 03図書・書籍、雑誌 04地図類 05DVD、CD、ビデオ、映画フィルム 06遊具、玩具 07各種楽器 08スポーツ用品、体育器具 09防球ネット類 10保育用品 90その他 |

| 種目 番号 | 営業種目 | 取 扱 品 目 ・ コ ー ド |
|----------|----------------------|---|
| 15 | 写真・貴金属 看板類 | 01カメラ、映写機 02現像、焼付 03フィルム、写真材料 04時計、貴金属、眼鏡 05記章 06カップ 07記念品、贈答品 08横断幕 09立看板、屋外塔 10ナンバープレート、標識板 11バッジ 90その他 |
| 16 | 原 材 料 類 | 01砂、砂利、砕石類 02生コン、セメント二次製品 03建材、鋼材、道路資材 04木材竹材 05種子、苗木、樹木、園芸用品全般 06生花材料 07造花 90その他 |
| 17 | 食 料 品 | 01食料品全般、調味料（給食用食材を除く） 02茶 03弁当 90その他 ※給食用食材は、給食センターでの登録手続きが必要です。 |
| 18 | 消 防 ・ 防 災 保 安 機 器 | 01消火器 02火災警報器 03消防通信機器 04防災通信機器 05消防ポンプ 06消防・救急用資機材 07ヘルメット 08安全用品 09消防・救急被服 10防災機器・用品類 11救命用品・用具 12非常用発電装置類 13交通安全用品 14安全マスク類 15消防ホース 90その他 |
| 19 | サービス・その他 | 01運送 02旅行 03貸切バス 04会議録作成 05図書館運営（図書館業務全般） 06調査・分析・測定（例：各種調査、文化財調査、登記業務、アンケート集計、 アスベスト調査等） 07計画策定（例：地域振興計画、福祉計画、防災計画、環境計画等の策定） 08情報処理（例：システム開発・保守、映像制作、HP製作等） 09オフィス環境整備（例：新庁舎建設関係業務に係る新規什器購入及び什器転用計 画、不要什器の売却等） 10不用品買受（例：不用OA機器買受、古紙・くず鉄買受等） 11遊具等点検（例：公園遊具点検・学校遊具点検等） 12情報通信（例：電気通信サービス・プロバイダー等） 13イベント 14工事監査 15人材派遣 16公園運営 |

[別表]

競争入札参加資格審査申請書類一覧表

(物品等関係)

| 申 請 書 類 |
|--|
| 1. 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号) 申請営業種目表 (様式第1号別紙) |
| 2. 競争入札参加資格審査調書 (様式第2号) 1. 申請者、委任代理人 2. 審査事項 3. 貸借対照表 4. 申請営業種目別契約実績高 5. 営業品目調書 |
| 3. 使用印鑑届 (様式第3号) ※ 入札、見積、契約及び請求等に際して実印 (法務局又は市区町村に登録した印鑑) を使用しないで、認印を使用する場合に限る。 |
| 4. 市税並びに上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書 (様式第7号) ※ 宇佐市内に本店又は支店等を有する者に限る。 ※ 滞納が確認された場合においては、完納したことを証明するもの (領収書等) を行財政経営課へ提出すること。 |
| 5. 委任状 (様式第4号) ※ 支店等に入札・契約等を委任する者に限る。 なお、この場合にあつては、必ず「3. 使用印鑑届」を添付すること。 |
| 6. 官公庁の許認可の必要な事業については、その証明書 (許可証) の写し (薬事法に基づく医薬品販売業許可証、食品衛生法に基づく営業許可証等) |
| 7. 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書 (様式第5号) |
| 8. 消費税及び地方消費税の納税証明書 所轄の税務署が発行する「納税証明書 (その3)」、「納税証明書 (その3の2) (個人事業主)」又は「納税証明書 (その3の3) (法人)」のいずれかを提出すること。 ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの (写し可) |
| 9. その他市長が必要と認める書類 |
| (1) 登記事項証明書 (法人) 又は代表者の身分証明書 (個人) ※ 法務局又は市区町村で申請日前3か月以内に発行されたもので、申請日現在において、記載内容に変更等がなく、現に有効なものに限る。(写し可) ※ 登記事項証明書については、「 <u>現在事項全部証明書</u> 」又は「 <u>履歴事項全部証明書</u> 」のいずれかを提出すること。 |
| (2) 印鑑証明書 ※ 法務局又は市区町村で申請日前3か月以内に発行されたもので、申請日現在において、記載内容に変更等がなく、現に有効なものに限る。(写し可) |
| (3) 商品のカタログ等の参考資料 (提出可能者でA4ファイルに綴じられるもののみ) |
| (4) 印刷設備等調書… (該当者のみ、別紙1) |
| (5) 支店等報告書 (物品等) … (該当者のみ、別紙2) ※ 宇佐市内に支店等を有する者に限る。 ※ 指定した書類等を添付すること。 |